

四條畷市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、四條畷市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付申請に必要な書類)

第2条 要綱第6条に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第4項の規定に基づく申請建築物の確認済証の写し
- (2) 法第7条第5項の規定に基づく申請建築物の検査済証の写し
- (3) 前2号に規定する書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの（「固定資産税・都市計画税 納税通知書」内の固定資産税（土地・家屋・償却）課税明細書等）
- (4) 申請建築物の所有者が建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体である場合は、当該団体の規約及び耐震診断実施に係る決議書
- (5) 申請建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、これら利害関係者の耐震診断実施に係る同意書（別記様式）
- (6) 耐震診断費見積書
- (7) 予備診断費明細書
- (8) 耐震診断技術者の住所及び氏名並びに資格を証明する書類の写し

(耐震診断報告に必要な書類)

第3条 要綱第10条に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断報告書
- (2) 耐震診断費明細書
- (3) 耐震診断費及び予備診断費に係る領収書又はその写し

(補助金請求に必要な書類)

第4条 要綱第12条に規定する市長が必要と認める書類は、要綱第11条の規定に基づく四條畷市耐震診断補助金交付額確定通知書の写しとする。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年7月1日から施行する。